

中国に伝存する日本関係文書・典籍

笠谷 和比古

国際日本文化研究センター

はじめに

国際日本文化研究センターが中心となって中国に伝存する日本関係典籍や文化財に関する調査を始めるきっかけとなったのは、中国武漢にある湖北省博物館に京都高山寺の文書類が所蔵されているという情報を得たことであった。この情報に基づいて、わが日文研では調査チームを編成し、元日文研教官である徐朝龍助教授の案内のもとに元教官村井康彦教授と笠谷が中国現地に赴いて、湖北省博物館所蔵高山寺文書の調査に携わった。平成8年5月のことであった。

同館所蔵の高山寺文書は約50点を数えたが、内容的には経典、仏教儀軌の類を中心としており、いずれも貴重なものであった。その概要については、本論収載の同館副館長唐剛卯氏の論稿を参照されたい。

さて同調査を通して判明したことは、この湖北省博物館蔵高山寺文書なるものが、中国清時代の歴史地理学者にして書家としても高名な、楊守敬によって収集された日本関係図書の一部であるということであった。

楊守敬は明治初年に清国公使館駐在員の資格で日本を訪れ、数多くの典籍・文書そして仏教経典などを収集したことで知られる。おりから日本は文明開化の風潮のただ中であって、古い和書や漢籍が古書市場で投げ売りをされており、また廃仏毀釈の嵐は各地の仏教寺院の荒廃と所蔵文化財のとめどなき流出をもたらしていたのである。

楊守敬はこのような状況の下で、市場に投げ出された貴重な典籍類を精力的に収集したのであるが、その結果、彼の蔵書点数は数十万点にのぼったとされている。そして明治期における中国知識人による日本での収書活動はひとり楊守敬にとどまることなく、清国公使黎庶昌その他の愛書家たちによっても行われ、こうして数多くの典籍・文化財が日本から中国に渡ることとなったのである。

それらの伝来の経緯にかんする詳細については本論集の各論稿を参照されたいが、このような事情を鑑みたときにわれわれが問題としたのは、湖北省博物館の高山寺文書や楊守敬収集図書に限ることなく、現在の中国そして台湾の各地域にはいったいどれくらいの数量の日本関係文書・典籍が、どこに、どのような形で伝存・分布しているのだろうかという全般的な疑問であった。

日文研ではかつてヨーロッパ方面を中心として、海外に流出した日本美術品に関する系統的調査を実施してきた。それらの調査成果は『海外日本美術調査プロジェクト報告』という報告集シリーズの形で公刊され、美術史学界を始め幅広い分野にわたって裨益するところが少なくないと考えている。

また文書、典籍の分野について言うならば、ヨーロッパ大陸地域に流出して今日に伝存するそれら日本関係文物については、英ケンブリッジ大学のP. コーニツキー教授を中心として、ヨーロッパの図書館・文書館が毎年会合をもって情報交換を重ねているE A J R Sの活動によって、その全貌が次第に明らかにされつつある。

これに対して中国方面に移動、流出したものについて見るならば、古くは阿部隆一氏の『中国訪書志』（汲古書院、1976）といった労作があり、近年では中国浙江大学王宝平教授を中心とし中国全土の図書館・檔案館の協力のもとに進められた漢籍和刻本および日本人の手になる漢文著作に関する所在調査がある。

しかしながら中国の国土は広大であり、台湾地域をも含めてなお調査を必要とする箇所は多数にのぼるとともに、他方では右述の先行する調査では、もっぱら和刻本を中心とする漢籍に関心が集中していて、和書や古文書および各種の文化財といった種類のものには関心が向けられることは少なく、その実態の解明が求められているのが現状である。

このような事情に鑑みて国際日本文化研究センターでは、これら中国（台湾を含む）に伝存する日本関係典籍・文書および文化財の包括的な調査・研究を目的として、科学研究費（題名「明治期に中国へ流出した日本寺院旧蔵文書に関する総合的研究」）の交付をうけたうえで、3年次にわたり、研究分担者の方々および中国側の日本関係典籍等の所蔵機関の御協力のもとに中国各地の調査を実施してきた。

そしてこのたびその総括のシンポジウムを開催し、3年次にわたる数多くの調査報告に基づく情果を上げることが出来た。本報告は同シンポジウム3ヶ日にわたる討議の成果報告である。

一、日本関係文書および典籍の概念について

今回のシンポでは活発な討議がなされ、かつ多くの情報が提供され、それを参加者たちが共有しえたことは大きな成果であった。そしてこれら討議は、多くの情報を各参加者にもたらしてくれたという意味で有意義であったことは勿論であるが、それとともに討議の中で言葉、用語に大きなへだたりの有ることが分かったこともまた大きな成果であった。

すなわち、日本人と中国人では同じ言葉を使いながら概念内容が違うという問題である。これは両国民が漢字という共通文字を用いていることから生ずる問題であり、同じ言葉で違う対象を取り扱うという齟齬である。

むしろ今回の会議で、そのようなギャップが存在していることを確認し得たことは大きな成果であった。もしそのような確認がないままに調査やその他の一連の作業を続けていたならば、所期の目的を達成し得ないばかりでなく、とりかえしのつかない誤解や混乱を引き起

こしていたかも知れないからである。

それ故に、この報告では最初にこのような用語について、特にわれわれの調査・研究の対象としているものの用語と概念内容について、今回のシンポジウムを通して明らかになった点を中心に整理しながらお話をすることとしたいと考える。

1. 和書

これは日本人が著者で、日本において執筆、書写、出版された図書である。近代の洋装本と前近代の写本および木版本などからなる。今回の調査では、もっぱら後者の江戸時代末までに作成されたものを対象とした。わかりやすい事例で言うならば、書名としては『源氏物語』、『伊勢物語』、そして芭蕉の『奥の細道』といったようなものであり、それらの江戸時代末までに書写、出版された図書である。

この和書という概念はわかりやすく、あまり問題もないかのごとくではあるが、実際には、その境界領域となるあたりの取り扱いが面倒である。たとえば絵巻物はどうなるのか。これは絵画のカテゴリーで扱うべきか、この和書の概念の中で処理すべきなのか。

これに続いては、いわゆる瓦版などの一枚刷りの印刷物、引き札広告、千社札といったものも問題である。他方では、優美な鳥の子紙に流麗に文字を散りばめた和歌の色紙は、美術品としてみなすべきか、この和書の範疇で扱うべきかといった問題もある。

2. 文書・記録

和書と外見的には似ているけれども、概念上において区別しなければならないのが文書・記録というカテゴリーである。先の和書が、物語であれ、論考的な書物であれ、それらはいずれも著者の作品としてのメッセージを一般読者に向けて表現することを目的としている。

それに対してここに言う文書・記録というのは、日常の実用的な必要から、何がしかの意思伝達や情報の蓄積を目的として作成されるものである。手紙と日記がその代表的な事例となるであろう。さらに法令や行政文書もこの範疇に含まれる。

手紙や日記が後の時代になって、それらの文学的表現力が評価されて文学的作品として取り扱われることがままあるけれども、それはあくまで二次的な効果なのであって、それらの当初の作成動機ないし機能は、実務的な性格のものであったのである。

この種の日本の実用的な文物が中国に伝存するに至る契機については後述するところであるが、結果的に現在の中国・台湾に伝存しているこれら文書・記録の数量は相当な量に達するのである。

さて、文書・記録の範疇のグレーゾーンとして現れてくるのは、地図、絵図、建物の設計図の類である。また近代の膨大な写真や音響資料もそこに登場してくるであろう。

3. 漢籍

次に問題となるのが漢籍である。漢籍とは、漢文で記された図書とさしあたりは定義できるであろう。このような漢籍が今回のような調査において問題となるのは、次のようなケースである。

一つは、中国国内で書写されたり刊行された漢籍が日本国内、ないしは在中国の日本関係機関や日本人蔵書家の書庫の中に収められていたものが、終戦を経て中国や台湾に返還されたり、移管されるなどの措置によって今日に伝存しているものである。

図書の性格としては、もともと中国で中国人の手によって漢文で著述されたものであるから純漢籍と称すべきではあるが、その伝来の経緯に日本人や日本関係機関が関与しているので、今回のような調査の対象に含まれることとなる。具体的にはそれら漢籍に押捺されている蔵書印が、調査に際して重要な役割を果たすこととなるであろう。

第二のケースは日本人が漢文で書いた書籍、すなわち日本漢籍が中国に渡って、そのまま今日に伝存しているものである。例えば日本の歴史を叙述するための参考資料として、鎌倉時代の歴史書である『吾妻鑑』や頼山陽の『日本外史』などが中国側の誂えで移出されていくようなケースである。また医学書や本草書（薬学書）の分野でも、漢文で記した日本人の著作が中国に伝存するということが見られる。

4. 漢籍和刻本

漢籍和刻本という言葉の用法が、日本・中国双方で異なっている点について指摘のなされたことは、今回のシンポジウムにおける重要な成果の一つであった。

漢籍和刻本というとき、日本研究者の用いる意味は、中国で出版された中国人の著した漢籍が、日本において翻刻出版された図書という意味である。これに対して、中国側研究者の用法では、右のような含意はなくて日本で出版された漢文の図書一般を指しているのであり、この食い違いは重大である。

このような概念上の食い違いに気づかないままに調査や研究を進めていたならば、取り返しのつかない混乱に陥ってしまう危険もありうることなのであるが、今回のシンポジウムの討議においてこの点があきらかになったことは、本報告論集を作成するにあたって、また今後この分野における共同調査・研究を遂行していくうえで幸いなことであった。

そして今回のシンポジウムにおける合意を踏まえて、「漢籍和刻本」とは旧来から日本側研究者がとってきた定義、すなわち中国で出版された中国人の著した漢籍が、日本において翻刻出版された図書という定義が採用されることとなった。

もとより王宝平教授がこれまで、この種の図書の中国国内における伝存を調査され、その結果を纏められた『中国館蔵和刻本漢籍書目』（杭州大学出版社 1995）では、ここに述べたとおりの定義に従っているものの、自余の中国側研究者にあっては「漢籍和刻本」という語の用法はまちまちであったのであるが、今回のシンポジウムをとおして、この語の定義を統一することができたのである。

このような漢籍和刻本の中で重要なのは、中国国内では散逸した書物が日本に伝わり刊行されているようなケースである。これらは当然のことながら中国側コレクターの希求するところであり、各時代にわたってこれらは日本から中国へ移出されていった。

5. 仏教経典および仏教関係典籍

今回の調査で対象となる第五のカテゴリーは仏教関係の一連の図書である。すなわち日本各地の寺院に所蔵されてきた各種の仏教経典や仏書、および仏教寺院における儀軌などの仏教関係資料・図書にして、さまざまな事情によって日本から流出して、今日中国に伝存しているようなものである。

今回の調査の発端をなしたのも、日本の高山寺から流出した仏教関係資料をめぐってのことであったが、その性格からして仏教関係の一連の資料・図書は、和書や漢籍とは異なる独立の調査対象として取り扱われるべきであろう。

さて、この分野の中心をなすのは言うまでもなく法華経、華嚴経といった仏教経典およびそれらの注釈書であるが、これらを伝来の観点から検討するならば、日本国内で書写ないし刊行されたものと、敦煌など中国各地から日本に移入されたものとに大別される。この点を弁別する所以のものは、楊守敬以下の中国側コレクターが、敦煌系の仏教経典を日本国内に求めて蒐集活動を行っているものと解されるが故に他ならない。

実際、今日中国各地の資料保存機関に赴くならば、日本から渡来したと思われる仏典類が、敦煌を始めとする中国各地から蒐集されたそれと混在する形で保存されており、それぞれの仏典類の伝来経緯を調査する観点からは、はなはだ複雑な状態に置かれていることに当惑の念を禁じ得ないというのが率直な印象である。

そして、これら複雑な状態にある仏典類を、その作成と伝来の経緯に即して秩序正しく分類化して把握していくためにも、それらに関わる用語とその概念内容を厳密に区別し、慎重に適用していくという態度を持することが肝要であるかと思う。

二、中国に伝存の経緯

以上に挙示したような日本関係典籍が、どのようにして中国に渡り、どのような形で今日に伝存しているかという経緯が、次の分析の課題となる。

1. 前近代の時代における日本からの輸出

前節に挙示しような日本関係文書・典籍が中国に伝存することになった契機の一つは、江戸時代末までの前近代の時代における、長崎貿易などをとおした日本から中国へのそれらの輸出である。

これはもっぱら中国側の訛えに拠るもので、その需要の一つは正史編纂に際して日本伝を執筆する必要から、日本の地理、歴史、風俗に関する研究資料として『吾妻鏡』『延喜式』『類従国史』『続日本紀』といった書物を購入するようなケースである。これらの書物が中国に渡っていたことは、正史などの中国側史書の編纂上の参考書目に、それらの題名が記されていることから推知される。しかしながら、それらの今日への伝存は必ずしも明確ではない。

需要の第二は、散逸典籍にして日本に伝存したものを回復しようとする動機に基づくものである。これはもちろん中国側からの訛えによる収書活動としてなされることであろうが、他方では次のような興味深いケースも見られる。それは徳川時代のこと、第八代将軍吉宗の

もとで行われた『唐律疏議』の校訂事業に関わったことであった。

法律將軍の異名をとった吉宗の、中国律令に対する造詣はこのほかに深く、彼の下で進められていた徳川幕府の法典『公事方御定書』の編纂に際しては、数多くの内外の法律書が参考資料として集められていたのであるが、その中には中国本土ではすでに失われていた貴重な書物が含まれていた。その一つが唐律の注釈書である『唐律疏議』であった。

同書の価値の高いことを洞察し、かつそれが中国では逸書となっていることを知った吉宗は、彼の書籍問題のブレンにして高名な荻生徂徠の弟にあたる荻生北溪に命じて校訂テキストを作成させた。そしてさらに、これを長崎に来航の中国商人に委ねて本国に持ち帰らせたのである。

中国清朝の朝廷ではこの貴重書の復帰を喜び、この荻生北溪の校訂本に対して、日本で逸書が求められたことを喜ぶ旨の刑部尚書勅廷儀の序文を付して府庫に収めた。そして、この勅廷儀の序文を付した写本がふたたび日本側に輸入されて將軍吉宗に献上されるという、文字どおり典籍をめぐる日中友好交流を一八世紀半ばの東アジア世界において繰り広げていたのである。なお『唐律疏議』の出版は、この勅廷儀の序文を付したうえで、日本において文化年間に幕府の手によって行われている。

この『唐律疏議』のケースと似たものに『七経孟子考文補遺』の、日本から中国への移出という問題がある。これも同じく享保時代における吉宗の文化事業に数えあげられるものであるが、その詳細については、本書所収、大庭脩「日本伝存漢籍の中国還流の研究―『七経孟子考文補遺』と佚存叢書小考」を参照されたい。

2. 中国人蒐集家による系統的集書

明治の初年に日本を訪れた中国知識人による収書活動は、日中間における書物の移動の歴史において一つの画期をなした。

当時の日本社会ではいわゆる文明開化の風潮の中で、旧来の伝統文化は省みられることなく、漢籍を中心とする大量の図書が古書市場で投げ売りされているあり様であった。さらには廃仏毀釈の動向が、仏教寺院から仏像・什器類とともに、貴重な文書や蔵書を外部に流出させていくことを余儀なくしていた。

このような状況は他方では、集書家にとってはまたとない収書のチャンスでもあったと言えよう。楊守敬や黎庶昌らによる精力的な収書活動と、膨大な数量にのぼる書籍のコレクションの形成は、このような状況下において遂行されていったのである。

彼らの収書活動の詳細については、本論集に収載する池田温、葛劍雄、唐剛卯各氏の論考を参照されたい。

3. 付随的移動

書籍の移動は、この他に付随的移動とでも称すべきものがある。コレクターによる収書活動に際して、コレクターの意図せざるものが混入することによって、本来の収集対象には含まれていなかったような文書や書籍が中国に移出され、そこに伝存していくような状態を指

してのことである。

例えば、高名な蔵書家の漢籍コレクションが一括購入されて中国に移管されたとき、そのコレクションの中に和書や書状などが含まれていたようなケースがそれである。和書や候文で記された日本の書状などは、中国側司書の人たちにとっては書誌の摘録に困難を覚えることであろうから、未整理のまま放置される傾向にあるように見える。早く、日本側研究者・司書との協力のもとに、整理作業に着手されるように期待するものである。

意図せざる付随的移動のいま一つのケースとして紙背文書の存在という問題がある。本報告の冒頭に述べたように、中国武漢の湖北省博物館には楊守敬が日本で求めて中国に持ち帰った、京都高山寺の仏教經典、仏教儀式書など50点余が伝存している。しかしながら、これらの經典や儀式書をよく眺めるならば、その紙背に別の文書が記されていることを知るのである。これら紙背文書は内容未詳であるが、中世莊園の管理に関して授受された文書のごとくであり、いずれにしても初出の文書であることから、歴史学会を始めとして各分野の研究者にとっても有益な情報をなすことであろう。

4. 日本の在中国機関の蔵書

日本関係文書、書籍の中国における伝存のいま一つの契機をなすのは、近代に入って中国領土内に設けられた日本の在中国機関の蔵書が、戦後になって中国政府下の機関に移管されたという事情に由来するものである。

中国大連に設けられていた満鉄本部の附属図書館、旧租界であった天津や上海の図書館、そして旧日本領土であった台湾における台湾帝国大学の附属図書館および台湾総督府の附属図書館蔵など、これらの機関には膨大な数の和書、漢籍が所蔵されていた。それらは今日、それぞれ当該地区の公共図書館に移管されて伝存している。

またそれら附属図書館の本体にあたる満鉄や台湾総督府の行政文書や経営資料の類は、今日、それぞれ遼寧省檔案館および台湾省文献委員会に収蔵されている。

5. 中国在住日本人の蔵書

前記と同様の関係にあるのが、中国在住日本人の蔵書が、中国側の公的機関や中国人コレクターの手にわたって今日に伝存しているようなケースである。売却譲渡のこともあれば、戦後の引き上げの最中にそのまま中国に残されたというようなこともあるであろう。本論集に収載の論考のうち、歌野博氏が論じている冢田子常関係書籍や多田伊織氏の指摘する井沢蘭軒関係書籍などは、このケースに属する可能性が高いように思われる。

6. 中国在住の欧米人の東洋文献コレクション

日本関係文献が中国に伝存する契機として、第六に中国在住の欧米人の手になる東洋文献コレクションという問題を挙げることができる。

これは満州、香港に在住の欧米人が、あるいは貿易などの実務のため、あるいはまた純然たる学術的ないし教養的関心によって中国・日本関係の文献を蒐集してコレクションを形成

していくというようなケースである。

香港大学には現在、日本関係図書が少なからず所蔵されている。その伝来の経緯は必ずしも明確ではないが、同大学の元大学長であったエリオット氏のコレクションの旧蔵書ではないかと推定されている。

このような形で日本関係文献が中国に伝存するということは、従前には想定されていなかったところであり、伝来経緯に関するこのようなカテゴリーは、今回のシンポジウムにおける報告と討議とを通して始めてその存在を認識したのである。

むすびに

以上、中国に伝存する日本関係の文書と典籍を主題としてそのもろもろのカテゴリーに関する概念上の整理と、それらの伝存の経緯をめぐる幾つかのパターンについて述べた。

見られるように、ひとくちに日本関係文書・典籍と言い、またその伝存のパターンといっても、複雑多岐にわたるものであることを諒解しておかなくてはならないであろう。そしてそれは調査や研究の課題と問題関心に依拠するものであり、課題や関心のあり方によって既述のさまざまなカテゴリーのいずれかが採用され、あるいはそれら諸カテゴリーの組み合わせという形で、調査・研究の対象の範囲が自ずから定められていくこととなるであろう。

ここでこれらを取り上げて論じたのは、これら諸々のカテゴリーを弁別し、それら諸々のカテゴリーの名称を確定しておくことは、これらの分野の調査・研究に従事する人々の間において生じかねない認識上の食い違いを回避するとともに、万一、齟齬が生じた時に、その混乱の原因が奈辺にあるかを分析するための基準を明確にすることに貢献しうるのであると考えたが故に他ならない。